

A234-4 重症患者初期支援充実加算

2022年4月22日時点（疑義解釈6まで）

日本ヘルスケアプランニング株式会社

A234-4 重症患者初期支援充実加算（点数・算定要件）

A234-4 重症患者初期支援充実加算 300点（1日につき）

注 特に重篤な患者及びその家族等に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第3節の特定入院料のうち、重症患者初期支援充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して**3日を限度**として所定点数に加算する。

A234-4 重症患者初期支援充実加算（施設基準）

1 重症患者初期支援充実加算の施設基準

- (1) 区分番号「A 2 3 4 - 3」に掲げる患者サポート体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関内に、特に重篤な患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う体制として、以下の体制が整備されていること。

ア 当該保険医療機関内に、当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う専任の担当者（以下「入院時重症患者対応メディエーター」という。）を配置していること。なお、当該支援に当たっては、当該患者の診療を担う医師及び看護師等の他職種とともに支援を行うこと。

イ 入院時重症患者対応メディエーターは、当該患者の治療に直接関わらない者であって、以下のいずれかに該当するものであること。なお、以下の(イ)に掲げる者については、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を令和5年3月31日までに修了していることが望ましいこと。

(イ) 医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者

(ロ) (イ)以外の者であって、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了し、かつ、当該支援に係る経験を有する者

ウ 当該患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが月1回程度開催されており、入院時重症患者対応メディエーター、集中治療部門の職員等に加え、必要に応じて当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。なお、当該カンファレンスは区分番号「A 2 3 4 - 3」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるカンファレンスを活用することで差し支えない。

エ 当該患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。

なお、当該マニュアルは、区分番号「A 2 3 4 - 3」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるマニュアルを活用することで差し支えない。

オ 当該患者及びその家族等に対する支援の内容その他必要な実績を記録していること。

カ 定期的に当該患者及びその家族等に対する支援体制に関する取組の見直しを行っていること。

- (3) (2)のウのカンファレンスの開催が困難な場合にあつては、令和4年9月30日までに開催予定であれば、差し支えないものとする。

A234-4 重症患者初期支援充実加算（施設基準）

(4)(2)のイの(イ)における公認心理師については、平成31年4月1日から当分の間、以下のいずれかの要件に該当する者は、公認心理師とみなす。

ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者

イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

2 届出に関する事項

重症患者初期支援充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の2を用いること。

A234-4 重症患者初期支援充実加算（疑義解釈）

メディエーターの研修等 22年3月31日疑義解釈 問 75

区分番号「A 2 3 4 - 4」重症患者初期支援充実加算の施設基準において、入院時重症患者対応メディエーターは、「以下の(イ)に掲げる者については、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を令和5年3月31日までに修了していることが望ましいこと」、「(イ)以外の者であって、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了し、かつ、当該支援に係る経験を有する者」であることとされているが、

- ① 「医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。
- ② 令和5年3月31日までに当該研修を修了できなかった場合、重症患者初期支援充実加算の施設基準の届出を取り下げる必要があるか。
- ③ 「当該支援に係る経験を有する」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。

（答） それぞれ以下のとおり。

- ① 現時点では、一般社団法人日本臨床救急医学会が実施する「入院時重症患者対応メディエーター講習会」が該当する。
- ② 直ちに届出を取り下げる必要はないが、可能な限り速やかに研修を修了すること。
- ③ 集中治療領域における特に重篤な患者及びその家族等に対する支援について、3年以上の経験を有することを指す。

メディエーターの必要人数 22年3月31日疑義解釈 問 76

区分番号「A 2 3 4 - 4」重症患者初期支援充実加算について、当該加算を算定できる治療室を複数有している場合、全ての治療室にそれぞれ別の入院時重症患者対応メディエーターを配置する必要があるか。

（答） 以下のとおり。

当該保険医療機関内に入院時重症患者対応メディエーターが配置されていればよく、必ずしも全ての治療室にそれぞれ別の担当者が配置されている必要はない。

A234-4 重症患者初期支援充実加算（疑義解釈）

入院の起算日 22年3月31日疑義解釈 問 77

区分番号「A 2 3 4 - 4」重症患者初期支援充実加算について、「入院した日とは、当該患者が当該加算を算定できる治療室に入院又は転棟した日のことをいう」とあるが、当該加算を算定できる病室に入院後、当該加算を算定できない病棟又は病室に転棟し、再度当該加算を算定できる病室に入室した場合、起算日についてどのように考えればよいか。

（答） 以下のとおり。

重症患者初期支援充実加算を算定できる病室に最初に入室した日を起算日とする。

A234-4 重症患者初期支援充実加算

届出関連

A234-4 重症患者初期支援充実加算（届出関連）

・届出に関する事項

重症患者初期支援充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の2を用いること。

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号 (重症初期)	第	号
連絡先 担当者氏名: 電話番号:				
(届出事項) [重症患者初期支援充実加算] の施設基準に係る届出				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において療養規則及び療養規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。				
備考について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。				
令和 年 月 日				
保険医療機関の所在地 及び名称				
開設者名				
近畿厚生局長 殿				
備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。				

様式36の2

重症患者初期支援充実加算に係る届出書添付書類

1 入院時重症患者対応メディエーター（医療有資格者）

氏名	勤務時間	職種	研修受講時期 (もしくは受講予定時期)	研修名
			年 月	
			年 月	
			年 月	

2 入院時重症患者対応メディエーター（1以外の者）

氏名	勤務時間	職種	研修受講時期	研修名
			年 月	
経験時期: 年 月～ 年 月 経験場所(医療機関・部署名): 経験概要:				
			年 月	
経験時期: 年 月～ 年 月 経験場所(医療機関・部署名): 経験概要:				
			年 月	
経験時期: 年 月～ 年 月 経験場所(医療機関・部署名): 経験概要:				

3 患者支援に係るカンファレンス

開催頻度	構成メンバー(氏名、職種)
回/月	

【記載上の注意】

- 研修を修了している場合は、研修の受講のわかる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。なお、医療有資格者である場合には、届出時点で研修は必ずしも必要ではないが、令和5年3月31日までに修了していることが望ましい。
- 患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制について整備しているマニュアルを添付すること。